地域の支えあいが高齢者虐待を防ぎます

平成18年4月1日から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行されました。みなさんも高齢者虐待が身近に起こりうる問題という意識を持ち、防止にご協力ください。

高齢者虐待とは、高齢者を養護する養護者や要介護施設従事者等による虐待をいい、次のような種類のものがあります。

身体的虐待……叩く、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせる など

介護・世話の放棄放任（ネグレクト）……空腹・脱水・栄養失調のままにする。また、おむつなどを放置する、劣悪な状態や住環境の中に放置する など

心理的虐待……排泄などの失敗に対して高齢者に恥をかかせる。また、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視する など

性的虐待……懲罰的に下半身を裸にして放置する など

経済的虐待……本人のお金を使わせない、本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意思や利益に反して利用する など

なぜ起こる、どう防ぐ？

高齢者虐待はさまざまなことが原因となって起こります。たとえば、家族の介護疲れやストレス、家族の人間関係、心の問題など、だれにでも身近に起こりうることです。

だからこそ、地域のみなさん一人ひとりが、高齢者の介護をしている家庭や一人暮らしの高齢者を見守り、あいさつや声かけをしていくことが、高齢者虐待を防止するための第一歩なのです。

「おや、変だな？」そんな時

「よそのうちの事だから…」、「よけいなお世話かも」、「虐待なんて大げさかな」などと思わず、すぐに本庄市地域包括支援センター（☎㉕１１２７）へ通報してください。

あなたの行動が、大切な生命を救うかもしれません。

※生命や身体に重大な危険がある場合、通報することが義務となっています。

★介護いきがい課☎㉕１１２７

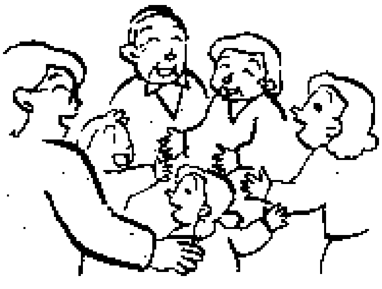

33年の歴史に幕

市民プールの閉鎖について

～「無料開放」と「さよならセレモニー」を実施～

市民プールは、昭和48年に開業して以来、みなさんにご利用いただいてきました。

しかしながら、施設の老朽化が進み、将来にわたりみなさんに安心して利用していただくことができない、ということから今年の営業をもって、終了することとなりました。長い間のご利用ありがとうございました。

つきましては、市民プールの「無料開放」と「さよならセレモニー」を次のとおり行います。みなさんの来場をお待ちしています。

［無料開放］

期間　8月13日(日)～31日(木)、9月2日(土)・3日(日)

開場時間　午前10時～午後6時

＊期間中、更衣ロッカー（50円）および飲食等にかかる費用は別途必要となります。

［さよならセレモニー］

日時　9月3日(日)午後4時～

＊抽選で１００人に記念品を差し上げます。

※「無料開放」、「さよならセレモニー」ともに、雨天の日は休場、中止となります。

★市民プール☎㉒５６４１、体育課☎㉕１１５２

施設の指定管理者をお知らせします

本庄市民文化会館と本庄市老人福祉センターつきみ荘の管理および運営を平成18年9月1日から平成21年3月31日まで次の指定管理者が行います。利用の申請、予約の方法、利用料の支払いなどは、従来と同様ですので安心してご利用ください。

施設の名称	指定管理者	問い合わせ
本庄市民文化会館	沖デベロップメント株式会社	本庄市民文化会館☎㉔２８４１
本庄市老人福祉センターつきみ荘	特定非営利活動法人ワクワクボード	介護いきがい課☎㉕１１３１

平成18年度 市民税・県民税の課税について③

扶養の取り消しについて

申告書または給与支払報告書（年金も含む）に基づき扶養の状況を確認後、次の場合は扶養を取り消しています。

①扶養になっている人の合計所得金額が38万円を超えている場合

②複数の家族の人が同一の人を扶養にとっている場合（どちらかの扶養控除が取り消されます。）

③給与支払報告書に扶養の人数が記載されているが、扶養になっている人を特定できない場合

※②③の場合には市から給与支払者またはご本人へ問い合わせをします。

※今年度、社会保険庁から市へ提出された年金の給与支払報告書（平成17年分）の中に、扶養の人数が記載されているのに誰が扶養になっているのか特定できないものがあり、市から年金の受給者に扶養の確認をした結果、扶養の取り消しとなった事例がありました。心当たりのある人はもう一度、年金の源泉徴収票をご確認ください。（確定申告または市民税・県民税申告をしている人は、扶養になっている人を特定できるため確認の必要はありません。）

申告をしていない人を対象に市民税・県民税の申告を随時受付

市では申告が必要と思われる、次の①から⑤のいずれかに該当する人には通知を送付します。（①②③の人は8月11日㊎ころ、④⑤の人は8月下旬）

心当たりのある人で、まだ申告をしていない人は、お早めに申告をお願いします。

①申告が必要な所得があるのに申告をしていない人

②給与支払報告書、年金支払報告書等が市に提出されていない人

③誰の扶養にもなっていない人

④不動産収入、報酬（外交員報酬含む）、生命保険金の満期一時金または生命保険金の解約一時金等の支払調書を受け取っていて、申告をしていない人（保険の一時金については、契約内容や金額等により申告をする必要がない場合もありますので、心当たりのある人はお問い合わせください。）

⑤公共事業の用地買収に伴う土地や建物等の譲渡所得等があり、申告をしていない人（公共事業の用地買収による特別控除を受けるには申告が必要です。また、市民税・県民税は課税される場合があります。心当たりのある人はお問い合わせください。）

税務署への申告について

所得税が課税される場合や源泉徴収された支払調書等がある場合、または土地・建物の譲渡所得がある場合などは、税務署へ申告してください。

※税務署へ期限後申告をした結果、所得税が増額になった人は、市民税・県民税も増額になる場合がありますのでご理解ください。

＊お問い合わせは左記へ
★課税課☎㉕1123

住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額について

平成18年度地方税法改正により、住宅耐震改修工事を行った家屋の固定資産税が減額されることとなりました。

対象となる住宅耐震改修工事を行った場合、改修後3か月以内に、現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書（市役所建築開発課、建築士事務所、指定確認検査機関等が発行）を添付して、課税課または総合支所税務課に申告してください。

対象　昭和57年1月1日以前に建築された家屋で、耐震改修費用が30万円以上のもの

税額　1戸当たり120㎡相当分までを限度に固定資産税が2分の1減額

減額期間

①平成18年から21年までに行った改修については3年間

②平成22年から24年までに行った改修については2年間

③平成25年から27年までに行った改修については1年間

＊お問い合わせは左記へ

【税の減額に関すること】
★課税課資産税係☎㉕1121
★総合支所税務課☎㉝1331（内線322）

【耐震改修工事に関すること】
★建築開発課建築指導係☎㉕1141

故田島冨士太郎氏に旭日単光章

故 田島 冨士太郎 氏

去る6月8日に逝去された、元児玉町議会議員の故田島冨士太郎氏＝児玉町児玉＝の生前の功績に対し、旭日単光章が授与されました。

ご冥福をお祈りいたします。